

令和3年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第1号）

1 令和3年9月7日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	信谷俊樹	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	尾尻康二

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

4番	浜田幸造	5番	信谷俊樹
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川野義彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	高田幸典	副町長	望月邦彦
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	池田真二	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
上下水道課長	河田昭司	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	会議録署名議員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸般の報告について
第4	一般質問

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（尾尻康二君） おはようございます。

ただいまから令和3年第3回大崎上島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開く前に、教育長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

教育長。

○教育長（恵良隆久君） では、失礼します。

このたび皆様のご同意をいただきまして、7月1日付で教育長を拝命いたしました恵良隆久でございます。どうぞよろしく願いいたします。

この場を借りてご挨拶申し上げます。

私は、長い間、学校現場に勤めており、学校と地域がつながることは子供にとってとても大切なものだと思ってきました。就任以来、幼稚園や小・中学校の教育計画を拝見いたしますと、学校と地域をつなぐ学習場面が大崎上島学を中心にたくさん設定されており、大変うれしく思いました。改めて、地域の皆様に感謝申し上げます。

子供たちは、地域の方と触れ合い、自然や伝統行事や文化や産業を学ぶ中でさらに島のことを好きになったり、こんな大人になりたいと地域の大人に憧れるのではないかと思います。そして、学んだことを発信したり、学んだことを生かして地域貢献を考える中で、自分の力を将来この島で生かしたいとか、自分には夢があるが、いつかはこの島に貢献したい、このように思ってくれるのではないかと考えております。これからも、ふるさとを愛し、大崎上島の将来を担う子供たちを育ててまいりたいと思います。

また、町内を見回すと、生涯学習の面では地域の歴史や文化を学んだり、文化、芸術活動あるいはスポーツなど、たくさんの方が多様な活動をされております。生きがいになっているんだよという声も多々聞きます。今はコロナ感染の関係で体育館の使用を制限したり、大変ご迷惑をかけておりますが、コロナの状況を注意しながら、これらの活動が活発に継続されるよう取り組んでまいります。

このほかにも教育課題は多々ありますが、現場に足を運び、地域の皆さんの声に真摯に耳を傾けて、微力ながら精いっぱい取り組んでまいります。

最後になりましたが、皆様のご支援やご理解を賜ることをお願い申し上げます。私の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（尾尻康二君） 今日の議会で、開会する前にお願いをしておきます。

一般質問を行う方は、今、聴衆の方の要望もありまして、マスクをして質問をされるとちょっと聞きにくいということがありましたので、一般質問を行う方はマスクを外して質

問をしてください。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（尾尻康二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において浜田幸造議員、信谷俊樹議員を指名します。

○議長（尾尻康二君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は9日間に決定しました。

○議長（尾尻康二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度工事監査結果報告書と、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年5月から令和3年7月の例月出納検査の結果報告書が提出されています。

朗読は省略して、報告を終わります。

○議長（尾尻康二君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないことになっております。

それでは、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） おはようございます。

聞き取りにくいということなので、マスクを外して質問させていただきます。

質問に入る前になんですが、この8月の長雨のときに——12日から19日だったと思うんですけども——緊急事態宣言等々発令されまして、職員の方、交代でずっと24時間役場に詰めたり、避難所のほうに向いているいろいろ対応していただき、誠にありがとうございました。また、私も浸水被害があった場所等、確認に行かさせてもらったりしたんですが、地元の方やその中に混ざって、役場の職員の方、出勤前に水かき作業を一緒にやら

れていたりとか、OBの方が見回りをしてご近所の方に声をかけてくれたりしておりました。また、この姿を見た上で、特に共助という大切さというのが改めて認識できたと思って今回の質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

近年、毎年のように豪雨災害をはじめとする災害を耳にします。大崎上島町でも、今年も長雨で床下浸水の被害を受けた世帯や家の裏の崖が崩れた等、幸いにも人身災害にはつながっていないのが救いではあるが、明日は我が身に降りかかるようなことが身近に起きています。天災は忘れた頃にやってくるという言葉があるが、天災の恐ろしさは忘れた頃に再びやってくるものだから用心を怠らないように、油断は禁物だという戒めの言葉ですが、近年は忘れる間もなくやってくるのが災害となってきたように思います。

常に用心を怠らないようにしても、個人の力ではどうにもできない。周りの助けや行政の助け、あと支援などがあって初めて最良な安心が生まれるように思いますが、どのように感じられますか。

また、自助、共助、公助と簡単に言葉で言っても、自分の周りを守るための意識改革、地域を守るための意識改革が必要で、その意識改革のお手伝いを公助の部分で補い、自主防災組織の促進を図るための話合いや講習など、しっかりとした認識で行動できる組織づくりに力を入れることが災害予防につながると考えるが、どう考えますか。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 水橋議員の質問にお答えします。

質問1点目の、周りの助けや行政の支援などがあって初めて最良の安心が生まれると思うが、どのように感じられるかについては、平成30年7月豪雨災害をはじめとした大規模災害発生時において被害の拡大を防ぐには、国、県、町の対応、いわゆる公助だけでは限界があり、過去の災害からも地域防災活動、いわゆる共助、自助により被害を最小限にとどめることができています。このことから、公助の役割はもちろんのことですが、共助として自主防災組織の役割は重要であり、住民の安心感には欠かせないものと考えております。

本町では、行政区の単位で自主防災組織が設立されており、今年度は片浜区において新たに設立されました。現在15地区で自主防災組織が設立されており、組織率は約42%となっております。

質問2点目の、自主防災組織の促進を図るため、しっかりとした認識で行動できる組織人材づくりに力を入れることが災害予防につながると考えるがにつきましては、自主防災

組織は災害対策基本法において、住人の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として市町村がその充実に努めるよう規定されております。

本町では、平成24年に大崎上島町自主防災組織育成推進要綱を制定しており、結成や承認、資機材の貸与、自主防災組織の構成や役割分担について定め、自主防災組織の推進を図っているところです。

自主防災組織の活動や、組織の人材づくりの根幹となる計画の策定及び訓練実施につきましては、自主防災組織による避難の呼びかけ体制づくりの構築加速事業や、自主防災アドバイザーの派遣制度などの自主防災組織に対する国、県の補助事業を活用しつつ、町が積極的に関与、支援することで自主防災組織の活性化を推進し、災害予防につなげてまいります。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ありがとうございます。おおむね何か前向きな意見で、いろいろ進めていただけるということでありがたいと思います。

その中で、自主防災の役割としてですが、様々な役割があって、そこを決めていきながらという話でしたが、僕もですけど、地域で今班長をやらせてもらっていて、大雨の後とか、災害があるかどうかというのは見回り等をさせてもらったりもするんですけども、災害が起きた後、手を出すというか、差し伸べるというか、助けに行くというのはすぐ考えることもなく行動できると思うのですが、事前に、危ないけん、避難指示が出たよ、避難しようやというてみんなに声をかけるのってこれはなかなか勇気が要って、僕はようしないところがあるんですけども、こういう今お願いした部分の共助の部分でレクチャーをしていただきたいという部分なんですけど、事前の避難呼びかけとか、なかなかしにくい部分の手法も講習会等でしっかりレクチャーしてもらったりとか、そういう自主防災をつくっていく中で、なかなか地域だけじゃあ教育というか、実施しにくい部分に対しての教えというのも併せた上で教育してもらって、自主防災組織っていうのが早く浸透して活動できるような形ができていけば早い対応につながると思いますが、その辺も踏まえた上で対応をしていただけるみたいなイメージでよろしいですか。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 水橋議員のおっしゃるとおり、事前の避難の呼びかけはなかなか難しいものと町としても思っております。その手法などにつきましても、訓練の実施

時において対応したり、また各区や関係機関、各課と連携しながら避難支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） あともう一個、避難についてなんですが、町内50%近い高齢者率がありまして、高齢者世帯とか1人世帯の方々、迅速な避難が困難な方というのも多くいると思われまして。その迅速な避難の方法についてはいろいろこの議会の中でも話をさせてもらったり、全協等、ああいう議員と執行部の会話の中でもこういうふうにああいうふういろいろな話が出たりすることもあるんですが、なかなか組織として行っていくのは難しいという部分があると思います。その中で、難しいから駄目とかというんじゃなくて、前向きにいろいろいつも検討していただいとると思っておりますけれども、その中でさらにもっと安心して、避難できる人、例えば僕の身の回りでも、1人で避難はしにくいけん、災害が起きてもう家と一緒にこのままいくんよって言う人も中には実際にお話をさせてもらおうたらそういう方もおります。そういう寂しい現状がないようなためにも、僕ら近所の間が助けられるような状況がさらに確立できたらいいと思うので、その辺も含めた上で一生懸命僕らも個人的に対応はさせてもらおうと思っておりますので、そこら辺の組織づくりとかというのにも力を入れてほしいと思います。

あともう一個、個人情報等も関係してくるのでなかなか難しい部分ではあるんかも分かんではございますけれども、避難困難世帯の方、1人世帯の方等の共有がこの自治の中でどの辺まで浸透して共有できるもんなんかが法的にも難しい部分があると思っておりますので、できる限り共有してみんなが協力できるような組織づくりに手助けしていただければと思います。これはお願い事項なんで、答弁は結構です。ありがとうございます。

質問1個目を終わります。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 2問目の質問です。町民と直接的な意見交換の対応についてということで質問させていただきます。

以前、私、議員になってから行政視察で他の行政に訪問し、意見交換をすることがあるんですが、九州のある町で、庁舎の前に目安箱のようなものを設置して町民から直接町長及び議長への意見、要望を投稿する箱を設置していました。この目安箱設置について、ある一定のルールの下、運用されていて、その中で一番大切なのは連絡先が記入されてお

り、誰からの意見かはっきりしていること。意見についてしっかり内容が確認できないと間違えた対応をするおそれがあるからということでした。

匿名の意見に対して、多様な意見の中の一つとして情報を共有し、意見として受け止めることは大切なことだとは思いますが、何らかの対応をする上で、内容も確認できず、公の機関が個別な対応をすることは大変危険なことだと思います。私たち議員は、この一般質問の場を借りてですけれども、自分の言葉で発信し、傍聴者やインターネットを通じて町民の方に言葉を直接聞いていただいたりとか、あと議会だよりで町民の方に声を伝える場所を提供されているように思いますというか、実際にあります。

町長が議員のような直接的な考えを発信する場やシステムが今現状では公にはないように思います。この目安箱のような形であれ、ほかの形、ネットを通じるいろんな形の中で直接意思疎通のできるようなツールを考えていくようなお考えはありませんか。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 水橋議員の質問にお答えします。

現在本町では、意見、要望等について、ホームページにおいて各課に問合せを行うことができ、いただいた意見、要望に対して直接メールで回答しております。町民の方にはインターネットを使用しない方もおられ、その方たちが町に対し、建設的、発展的な意見等を直接町に言えるツールの一つとして水橋議員がおっしゃる目安箱のようなものを設置する方向で検討し、今後さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 以前、この視察に行った後に町長と直接今の話をさせてもらったことがあって、直接的な対話というのはなかなか難しいところがあって、特にインターネットを使う上で難しい課題があったりするけんすぐ始めることはなかなかできんけど、いろいろ考えていきますというような中で今のメール等々のやり取りを始めてくれていたんじゃないかなと思います。

その中で、僕は、議員になる前は、以前フェイスブック等SNSでいろいろ自分の思いだったり、遊びよう内容だったり、自分のこと、周りのことというのをいろいろ投稿させてもらってました。ただ、先ほどの、今、町長が以前言われましたような内容ですけども、公に発信するということでは難しい部分が多々あり、批判を受けたりすることがあると確かに思うので、すごい難しい内容だと思います。僕が議員になったときに、町民の

方から、水橋君はSNSをやりようるけど、なるべくせんほうがええよと、自分がええと思っただけで他人に対しては傷つく内容だったり、嫌な思いをする思いがあるんよと、発信の仕方もあるんな勉強をちゃんとしっかりして、自分でしっかり理解して他人の迷惑にならんようにできるんならええけど、それが無いならやりんさんなっていうアドバイスもらったことがあって、確かに僕も議員活動においていろんな勉強をさせてもらったり、講習を受けさせてもらって行く中で似たような事案があるという事例もいろいろ教えてもらったりしました。

その中で、僕は今はもう極力SNSには発信しないようにしているんですが、今の総務課長のほうの答弁の中でも、これから目安箱のようなものを考えてやっていきたいねっていうて言うてくれる言葉をいただいたのでなんですが、町長、町のトップとして町長が発信する上で、大崎上島町という組織の中で、総務課とかで法的な解釈もできるような地位を持ったところから発信する文章なり、例えば町のホームページ等から発信するようになるのか、何らかの形で発信していくものが、僕たちが今度やって、自分らの行動、活動を発信していく上での模範になれるようなものになってもらえればすごくありがたいと思う部分があります。また、それを模範として、僕らもさらに議員活動やいろんな要望事項等を含め、手広い方法で発信できるようなのを模索していけるようなものになるよう期待して、お願いして、質問を終わります。

○議長（尾尻康二君） これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

続いて、上青木 至議員の発言を許します。

○9番（上青木 至君） おはようございます。

先ほどの水橋議員と関連した箇所も幾分かございますが、今回は1点、長雨対応はっていうことで3点ほど質問したいと思います。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 先ほど水橋議員の質問の中にもありましたけれども、今回7月、8月の長期にわたり降り続いた雨対応はできたのか、まずこれが1点目。2点目に、床下浸水家屋に対して敏速対応ができたのか、これが2点目。3点目、広田排水場改善を数年前より考え直すと言われ続けているが、いまだ何ら改善の兆しも見えない。行政として今後どのような考えがあるのか伺いたい。

この3点でございます。まず、1点目からお答え願えますか。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。



○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の質問については、時期外れの長雨でありましたが、気象業務法に基づく注意報等が発表された場合と、予想される雨量により職員を参集する注意態勢、警戒態勢等の防災体制を取り、対応いたしました。

2点目の質問については、床下浸水の家屋に対しては被害状況を確認し、生活に支障がないよう、消防団により復旧作業を行いました。

3点目の質問については、広田排水機場の老朽化に伴う不安があることから、平成28年度にポンプの更新、令和2年度には非常用発電機の更新をはじめ、スクリーンの更新やしゅんせつを実施しておるところです。しかし、ご指摘のとおり、近年のゲリラ的豪雨には、現在のポンプの排水能力では追いついておりません。これまでとは違い、今後も豪雨が予想されることから、現状を調査し、広田排水機場を中心とした排水ハード対策により浸水被害を低減する必要があると考えます。

町の方策として、まず短期の実施対策としては非常用ポンプの増設、そして中期的対策としては調整池の拡大や集水面積を減少するなどのハード事業、そして長期的対策としては住宅のかさ上げなどが必要と認識しており、これは重要な課題と受け止め、対策の実施に向けて検討をしております。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） まず、今回の長雨の際に、これは大丈夫かと、これはいかんじやろうってということがございました。これが何かと言いますと、マスコミあたりで、テレビで放送されていましたが、大崎上島町避難場所、開発センターであったり、地区の集会所であったりするんですけども、それ以外のところに地域住民が避難しておったと。それも、行政のほうは何も把握していない。あつてはいけないことですよ。この辺について答弁願えますか。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 上青木議員の質問にお答えします。

おっしゃるとおり、避難された方、町のほうに連絡が入っていないというのは問題であると思いますが、現在避難されるときには区長のほうに連絡していただき、区長のほうから役場のほうに連絡が入る体制となっております。そのことについても十分区長たちと話しした上で、よりよい対応ができるようにしてまいります。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 対応してまいりますっていうことですが、まずこれは今回に限らず過去何年間ずっと災害が起きているわけなんです、今回だけです、避難場所に指定されてないっていうか。何かあったときにはどここの集会所、避難場所となっておるかもしれませんが、今回は報道で、テレビで、大崎上島地区、どこかな、開発センター、向山集会所であったりとかがしとるな。ところが、役場の職員さんにも対応していただくということで、向山の場合は集会所をやめました。区長に話を聞くと、迷惑をかけると。開発センターのほうに全部連れて行って1か所に避難してもらおうっていう対応を取ったみたいでございませうけれども、ある地区によると3日間ほどそこに避難しておったと。そこには区長も一緒におったと。それはおかしいじゃろう。総務課長にお聞きすると、連絡は受けておりませんと。保健衛生課長に聞いても全然連絡は入ってない、それはいかんですよという話をさせてもらいましたけれども、今後そういうことのないように。人命に関わることなんで、対応していただけたらと思います。

続いて、床下浸水、このことについて敏速対応できたのかっていうことなんです、地元消防団にと言われましたけれども、消防団だけでどうこうという問題じゃない。床下浸水になったと。役場の職員さんがまずどうやったかっていうと、ポンプを取りに帰ったって。本庁のほうへ帰ったのか、支所にポンプがあるからそれを取りに行ったのかは知りませんが、ポンプを取りに帰った。その間も浸水したままなんです。たまりかねて近くにおった消防団員が自らポンプを準備して、設置して対応したということなんです、こういった場合に各支所にポンプ、それはあるんですか。置いてないんですか。本庁だけですか。行政のほうにポンプは置いてないんですか。考えることじゃないでしょう。あるかないかって聞いてるんです。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） ポンプについてはですけども、基本、水中ポンプは支所にもございませう、排水ポンプについては防災倉庫に保管しております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 水中ポンプではありません。排水ポンプです。井戸の水を替えるわけじゃないんで排水ポンプですよね。かなりの時間を要したみたいなんです、これは過去2年も3年もこういう災害が起きている現状で、あまりにも時間がかかり過ぎて、やはりこういった災害に備えて排水ポンプは各支所に設置して、即対応できるようなそう

いう体制を取っていただきたいと思います。

続けて、3点目の広田排水場改善なんですけど、先ほど課長より説明がございましたけれども、この広田排水場に流れ込む5つの班がございます。奥谷班、杉ノ谷班、元山班、大瀬谷班、横浜班の一部、ここの水が広田排水場に流れ込むわけです。先ほど課長は、ポンプの増設とかいろいろ考えとるみたいだったですけども、あそこにポンプを増設してつけたって小さいんです、排水場そのものが。小さいところにポンプを増設したってさっと抜けるかも分からんけども、増えるのも早いんですよ。狭い、浅い、ヘドロはいっぱいたまってる、そういう状態で増設、増設でなくして、5つの班の水が流れ込んで、これを分散するという考えはございませんか。一部は搭ノ浜のほうに流すとか、一部は元山地区のものであれば港班に枝をつけて流すとか、そういう考えはございませんか。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木さんのご指摘のとおり、地元に通じている方ならよく分かると思いますけれども、確かに調整池が狭いということで一気に水かさが上がるという点については私も認識しており、短期的対策としてはまずポンプであれば幾らか助かるのかなど。それから、今言う調整池の問題。それから、集水面積、雨が降って広田排水機に集まる面積を減らすということに関しましては土木工事排水対策が必要となりますので、少し時間をいただくこととなるというふうに認識しております。その辺を来年度、できれば雨量と、それから集水面積の検討をしたいというふうに考えております。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 大変前向きなご答弁、ありがとうございます。これについては、増える分はあってもまず減ることはないと思うんです。年々こういう豪雨災害っていうのは増えてくる可能性大でございます。早急に取り組をさせていただいて、床下浸水を今年度は回避できたなど、裏山、あれは一部急傾斜でやってもらったな、みんな助かったな、そういう被害を回避できるような対応を今後していただきたいと思います。

3点ほどお聞きしましたけども、これで私の質問を終わります。

○議長（尾尻康二君） これで上青木 至議員の一般質問を終わります。

次に、信谷俊樹議員の発言を許します。

信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） 2点だけお聞きします。

第1の避難行動要支援者の名簿、この名簿は現在どこが管理して、どこが何かでやっ

るんか。そして、もちろん作成しとると思うんですけども、本当に作成ができたのか。令和3年5月10日、20日に施行と法的にはそういうふうになつとるんですけども、その中身について全然何も情報が入ってこないんでそのところと、この名簿の中の対象者がそれを自覚しとるのか。自分がその名簿の中に入つとるんかどうかというふうな話を含めてしたことがあるのかどうか。これは19年の災害のときにつくった災害防止対策法の中から出てきた話なんですけど、これは区長とか担当の人が名簿にある人に対してちゃんと同意を得とるんかどうかも分からんで、何も情報が入ってこないんでお聞きします。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 信谷議員の質問にお答えします。

避難行動要支援者名簿については、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者など、避難行動要支援者の名簿を作成することが市町村に義務づけられました。

質問の避難行動要支援者名簿は作成してあるのか、また誰が管理しているのかとのことですが、平成22年から避難行動要支援者名簿を作成しており、災害の発生に備えて、区長、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署などへ名簿の情報共有をしており、当該名簿は福祉課で管理しております。

次に、対象者が自分のことを了解しているのかとの質問ですが、登録手続は要支援者本人が届出を原則行いますが、事情によっては家族などによる代理記載も可能となっております。届出書に要支援者本人の署名が記載されていれば、本人から同意を得たものと認識しております。

最後に、区長会や自主防災組織で具体的な話合いはしているのかとの質問ですが、それぞれ地域により様々な取組をされていると考えております。災害に備え、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、引き続き日頃の見守りや声かけ、災害時の安否確認や避難支援ができるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） 要するに問題点は、例えば要支援の方でも、その対象者が自分のことについて連絡をもらつとる人もおるけれども、もらってない人もいます。そういうばらつきがあるんで、将来的にはどういうふうを考えておるんかということを含めて改めてお伺いします。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 今後は、一人一人の支援について考えていく必要があると考えております。関係機関や地域の皆様のご協力をいただきながら、避難等支援が必要な人の把握や更新など、見守り活動に取り組んでいきます。

○議長（尾尻康二君） 信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） 特に高齢者であって特定疾患で要支援の方、少なくとも私の下も、私の近所の中にも全然連絡が来てないという報告があるし、私自体に連絡のれの字もなかったと。特にうちの近所の人で、障害者の中でも目の不自由な人などがおるんでその辺はちゃんとコミュニケーションを取って、ほいで地域の区長さん、社協の方とかいろいろ組織があるんだろうと思うんで、そこんところを最大限利用せんと。死んでから、亡くなっちゃってから連絡してませんというのはふうが悪い話で、もっと言うと、区長のことを言うけど、区長さんのところへ連絡したって区長さんの電話は1本しかないんで、みんなが同じ時間帯にかけたら駄目でしょう。パンクでしょう。その辺のことも含めてちゃんと考え、行動してください。

1問目は終わります。

○議長（尾尻康二君） 信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） 2問目ですけども、土地相続登記はどこまで対応が今現在できているのか。そして、今後土地相続登記の義務と、管理費用が10年間たてば遺産分の中から強制的に徴収されるようなことになると思うんですけども、こういうことはほとんどの人が知らんのじゃないかと思うんですけども、どういうふうに担当の方は思うとるんですか。

○議長（尾尻康二君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 信谷議員の質問にお答えいたします。

現在、相続登記が義務化されていないこと等により、登記簿により直ちに所有者が判明しない、いわゆる所有者不明土地が問題となっています。このため、国においては、この問題発生の予防と利用の円滑化の観点から、1つ目、相続登記等を義務化するための不動産登記法の一部を改正する法律、2つ目に相続により望まず取得した土地を手放すことを可能とする事項を定めた相続土地国庫帰属法、3つ目に所有者不明土地の管理制度の創設や、相続開始から10年間遺産分割がまとまらなければ法定相続分とする等の土地利用に関する民法の一部を改正する法律がそれぞれ令和3年4月21日に成立、同月28日に公

布され、原則公布後2年以内に政令の定める日から施行されることとなっています。

しかし、政令が未制定のため、詳細が国から示されておらず、窓口での死亡届や税の納税義務者変更届手続においては相続登記のお願いや関連するパンフレットの配布を行っているのが現状です。詳細が定まり次第、死亡届等の提出者に対する啓発のため、手続チェックリストに相続登記申請項目を追加するとともに、町広報紙、ホームページへの掲載等により周知を図ります。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） これは義務化が2024年までということになっとなんで、ただ一つだけ言いたいのが、相続人の中で、多数の親族、直系家族がおるときにはその相続人の中の一人が代表として相続ができるというふうになっとなんですけども、その分のことについて知らんのじゃと思うんです。そういうことがあるという項目が分からないけん、うちのじゃない、うちのじゃない、人のじゃのに、言葉が悪いですけど、貨幣価値が少ないところはそういうふうなことが多々あるんで、その辺のことも含めてちゃんと周知徹底して、基本の税金はみんなからもらわないと国自体がやっていけんので、その辺のことも含めてそういうふうな対象がおればちゃんと説明をして、ちゃんとお金をもらうような努力を、24年までじゃけえ先が長いと言われりゃあ先は長いんですけども、その辺のことも含めて全体の中でちゃんと周知徹底できるようにお願いしたいと思います。

○議長（尾尻康二君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） ご指摘のとおり、広報、周知に向けて努力いたします。

○議長（尾尻康二君） 信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） これで私の質問を終わります。約束したことは守るように努力してください、約束ですから。これをお願い。ありがとうございました。

○議長（尾尻康二君） これで信谷俊樹議員の一般質問を終わります。

次に、森若 巖議員の発言を許します。

森若議員。

○2番（森若 巖君） おはようございます。

本日は4点質問します。

最初に、県道、町道、農道の維持管理です。

その前に、ここに平成29年4月1日から令和3年3月31日までの町が発注した入札

工事の全てがあります。そのことを踏まえて質問します。

6月議会においてもこの問題を取り上げまして、多くの執行残があるが、どのように処理をしているのかとの問いに対しまして、県道の場合、県からの交付金で事業を行っているため、交付金が残ると県に返すことになるとのことでした。だから、交付金は全て使い切っているとの答弁。それでは、前期、後期の入札後の執行残はどのような契約をして執行したのか。令和2年度の契約した資料の提出を求めましたが、資料が出てきませんでした。

次に、町道の場合も入札残はどのような契約をしているのかとしましたが、これも資料は出てきませんでした。また、4月6日に入札を執行し、梅雨前の5月末までには側溝の清掃をしたいとの答弁を6月議会でいただいたのですが、大崎地区、木江地区は5月末までに清掃作業を行っていました。だが、東野地区だけは手つかずで、その理由を尋ねますと、東野地区の場合は地区住民の奉仕活動に頼ってきたとの答弁でありましたが、そのことが清掃作業ができない理由にはなりません。では、何のために4月6日に入札を執行し、420万円で業者を落札したのか。課長は、6月末までには完了するように業者と調整するとの答弁をいただき、期待をしていましたが、6月15日、7月5日、8月21日と3回同じ現場に足を運びましたが、期待どおり清掃作業はできていませんでした。この6月末というのはいつのことをいうのか、それも聞きたい。

次に、農道について伺いますが、平成29年度以降、毎年各地区に100万円の予算を計上されています。ところが、木江地区だけ平成29年が120万円、30年が128万円、31年、令和元年度が120万円、令和2年度が118万円、令和3年度が120万円で契約を執行しております。100万円しか組んでないのにこれ以上で契約が執行できる理由はどこにあるのか、それも課長にお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

令和2年度の県道維持管理費については、前期委託工事、後期委託工事、そして照明施設工事と事務費の4つに分けて執行しており、前期委託工事は当初契約が935万円で、内容変更の結果1,455万1,900円に変更契約を行い、後期委託工事は当初契約が770万円で、内容変更の結果780万1,200円に変更契約を行っています。照明施設工事は当初契約が17万6,000円で、内容変更の結果19万3,600円に変更契

約を行い、事務費については役務費として63万6,924円支出しております。したがって、県移譲交付金2,315万円に対し2,318万3,624円を支出していますので、県土木建築公共事業移譲交付金の執行残はありません。

次に、令和2年度の町道維持管理は、大崎地区の当初契約が396万円で、内容変更の結果1,795万5,300円に変更契約を行い、木江地区の当初契約は253万円で、内容変更の結果839万800円に変更契約を行い、東野地区の当初契約は401万5,000円で、内容変更の結果506万4,400円に変更契約を行っております。6月末までの側溝清掃については、実績で申しますと、東野地区では矢弓下組線、下組地区と矢弓地区を実施し、大崎地区では原田原下線、山尻原下1号線、沖浦本郷線、神峰山線、それから木江地区では沖浦本郷線、宇浜正畠線、沖浦線を清掃しております。

次に、農道の維持管理の予算については、毎年300万円の予算を計上しています。その内容については、町内全域で300万円の予算を計上し、3つに分けて契約しているところです。実際の予算配分については、農道延長が木江地区20.556キロメートル、大崎地区17.813キロメートル、東野地区7.455キロメートルとなっており、農道延長を考慮して契約していることから単純に3等分にはなっておらず、農道延長の最も長い木江地区においては100万円を超える契約になったものです。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 今、課長から県道、町道、農道についての説明をいただきました。県道の場合には、それでは執行残がありますよね。それはどなたと契約されたのか。そのところ資料を後で頂けますか、町道の場合も。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 県道の変更契約については、当初契約を行った業者と変更契約を同じように行っております。

資料についてはありますので、後日お渡しできると考えております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 次に、町道の場合ですけど、今、課長は東野地区の場合には矢弓下組線ともう一つが矢弓線、白水から大久保線と言うたんかな。あの3つぐらいはしとる思うんですけど、自分が不思議に思うのは何にもしてなかった。

課長、この前の委員会でこの写真をあげたな。悪いけど、写真資料をあげたろう、課長に。持っとる。



○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員より先日資料を頂いております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） その中で、矢弓下組線と言われました。矢弓から下組には行かれません。分かる、課長、言うことが。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町道認定の起点、終点のところで路線名を矢弓下組線と認定している道路があるという意味で、掃除場所については矢弓地区、それから下組地区のある一定の箇所の側溝を清掃したという意味でございます。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、矢弓地区もろもろ言われましたけど、私が写真をあげたじゃろう。その中に、あれが6月15日、7月5日、8月21日、矢弓線で清掃作業をしとった。してなかったじゃろう。あんた、どこに目をつけとる。見た。ここにその写真を全部持つとるんよ。あんたにあげたのはコピーじゃから。どこをやった。やってなかったらう。やってないのをやったって言うても駄目だよ、課長。わしは意地が悪いけえ、自分の目で必ず見に行くんじゃ。自分、現場に行った。行ってないじゃろう。そがなけん、矢弓から下組線という言葉が出てくる。矢弓からは上組へ行ける道はある。大田からは下組へ入れる。現場に行って見とったら、こういう変な答弁はしてこないんよ。課長、あんたをいじめるんじゃないけど、現場に行って見てくれ。それで初めて、ここはこうと言うてくれたら僕も納得する。

そしてもう一つ、今言う農道の件も、予算書には各100万円ずつって書いとる、はっきりと。じゃったら、この木江が大きいんじゃったら、以前のように農道は300万円の予算を出せばええ。自分が書くときに、予算書の中に木江地区が100万円、大崎地区が100万円、東野地区が100万円というて書くからこうやってつかれにやあならんようになる。ちいと考えて物事を言い。お願いします。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 先日、森若議員から写真を頂いて、写真のところは確認いたしております。私の掃除している箇所っていうのは、ほんの一部であることも認識しておりますので。全線についてやってないということであればそれは森若議員の言うとおりでいうことで、私が掃除したと申し上げたのは落ち葉とかが堆積して側溝があふれると、下

に影響があると思われるところを2か所だけ掃除していると。ほんの一部であるというのは事実でございます。全線については、もう一度この資料を参考にしながら各担当とも協議して掃除箇所を再選定することにしておりますので、ご理解をお願いします。

そして、予算書の表記についても、そこは来年度から訂正をいたしますのでご理解をお願いいたします。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、1点目はこれで終わります。訂正されるということです。

次、2点目。町道の舗装、修繕はと。

毎年事業費を組んでおり、平成29年が町内一円で1,384万円、平成30年が町内一円で1,080万円、平成31年、令和元年度が、この年から大崎地区が95キロで500万円、東野地区が48キロで375万円、木江地区が30キロで325万円、この金額を組んだんですけど、これは課長、工事した。先にそれを。どこを工事した。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 工事箇所について説明させていただきます。

舗装、修繕については、平成29年度は、原下地区、向山地区を金額でいうと623万7,000円で樽本建設が施工しております。そして、平成30年度は、垂水地区、古江地区、矢弓地区を347万9,600円で岡本建設が施工し、原下、大西、片浜、向山、本郷、原田地区を477万5,760円で上島開発興産が施工、そして沖浦、木江地区を256万8,240円で栄山建設が施工しております。平成31年度は、向山地区を421万4,100円で森重建設が施工。そして、令和2年度は、沖浦地区を126万5,000円で栄山建設が施工という実績になっております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、課長に答弁いただいたんですけど、その執行した分はこの中には一つも載ってないよ。29年から令和2年まで。そして、今年になって初めて、業者は東が菅原さん、木江が栄山さん、と大崎が誰々というふうに業者名が予算書に載ってきたんじゃないけど、これはここに載ってないのに執行したのか。この入札の中には今の町道の舗装、修繕は一切、令和2年度まではないよ、この中には。聞でしたのか、予算執行人がその契約を、入札を。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今、森若議員が持ってらっしゃる資料については分かりませんが、これは予算に基づいて適正に執行しているものと考えております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） じゃあ、課長、これを今日渡すから自分の目で確かめて。町道舗装、修繕は一切入ってない、29年から令和2年までは。何をたまげたことになったんか、令和3年度になったら業者名が3つ入っとる。もし、それが間違っていたら、課長、どうする。今言うように闇で執行しとったら。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 組織として契約しておりますので、私個人として闇で執行することはできないので、それはあり得ないと考えております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） そのあり得ないのがここに残っとるんだよ。これはこんなに厚いんだよ。平成29年の4月1日から令和3年3月21日まで全部入っとる。きれいに仕分をしとる。わし、意地が悪いんだ。これを課長に渡すから、もしなかったときには、12月議会のときにはっきりと答えをもらうぞ。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 後日、資料を確認させてください。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 確認したいとのことですので、この質問も宿題として置いときます。

3点目、受益者分担金はと。

単県急傾斜地崩壊対策事業には、事業費の補助金の部分の10%が分担金として必要となりますが、清光寺急傾斜地崩壊対策事業費の場合は平成31年に事業費3,600万円——これは全て補助金です——、令和2年に追加事業費として150万円で、うち120万円が補助金で事業を計画し、実行しましたと。分担金は、課長、幾らになったん。まず、そこを聞く。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

急傾斜地崩壊対策事業、清光寺地区の分担金は413万3,910円で、令和2年11月6日に納入されております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） これは当初の事業費が3,600万円で、今要するに入札したのが、予定価格が3,275万円、それで今言うようにこのときには執行残が493万円で500万円ぐらい残っとるんですよ。そして、令和2年度の方もあるんじゃないけど、そうすると413万円、これは多いんじゃない。今413万円って言うたろう、11月6日に。どのような計算をした。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 工事を執行し、最後に工事の内容について精算という形で工事費を算定、それから確定しております。その確定作業において工事費が4,133万9,100円に増額したことに伴い、その10%である工事負担金が413万3,910円になり、精算したものということでございます。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、課長は工事費と言われたね。この分担金の413万円何ぼが、それは。これは、予算書には事業費の補助金部分の10%っていうて書いとるんじゃないん。工事費って書いとるのはどこの予算書にもないよ。事業費の補助金部分の10%が分担金ですとはっきりとどの予算書にも書いとるんじゃないけど、いつ工事費に変わったん。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 工事費という表記については、私の中では常に工事費の10%というふうに認識しており、もしそれが事業費の10%という表記であればそれは誤りでございますので、訂正をよろしく申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほうじゃあ、事業費じゃったら、課長、これは金額がおかしいじゃろう。最初が3,600万円、それに後の追加の分が150万円よ。ほうじゃけど、今言いますように150万円のうちの補助金部分が130万円だから、足したらこれは3,730万円にしかならんよ。ほうだったら、あんたが言うように373万円ならわしも納得するんよ。今413万円って言うたろう。それを言うたら、自分は工事費だからこうであったと。じゃけえ、今の答弁じゃったら、工事費も事業費も自分はイコールというようなことを言うから。度々にその場その場でうそというか、逃げようとするな。はっきりと。自分の性格を知っとるじゃろう、何年も一緒に付き合うとるんだから。お願いしま

す。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 私の説明が悪いのか、なかなか理解を得られないようなので、この件についてはもう一度契約書等をお見せします。精算のときに工事費が4,133万9,100円となった契約書もございますので、そこで詳しく説明させていただきます。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） では次は、脇之浦地区の急傾斜地崩壊対策事業、これも総事業費が3,500万円で、当初が補助金は3,470万円でした。ところが、令和2年7月3日に工事予定価格4,240万7,000円で入札を執行しとる。3,500万円しかないのが何で工事費用が4,240万7,000円で計画できるのか。これより少なかったら自分は何も言わんのじゃけど、最初の事業費は3,500万円しかないのに4,240万7,000円で入札できる。落札した金額は、原田のほうの業者が3,615万7,000円で落札しとるんじゃけど、これはどういうふうに説明したらいいん。ほいで、この場合には、これだけ事業費が増えたということは補助金も増えたんじゃろう。結局、最初の総事業費というものが3,500万円から何ぼになったん。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 当初契約に3,500万円ということですがけれども、6月補正によって1,157万円増額の補正予算を計上させていただいて、議決しております。6月補正で増額されておりますので、7月には予算の増額の範囲で入札を執行させてもらっているという経緯から増額しているものです。

それから、もう一点の負担金については、精算額の10%ということで、最終工事費4,007万9,600円で工事が完了しておりますので、分担金407万960円を頂いてこの事業は終了しております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） それでは、今言われましたけど、これはここに、自分の資料としては分担金が令和3年5月6日に280万5,000円と7日に120万2,000円入っております。合計すると400万7,000円になるんですけど、落札金額は365万7,000円じゃけど、それより金額が多い。これで脇之浦地区の方、受益者はすんなりオーケーして出したん。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 増額については、工事費の増ということで説明していただいて、分担金を納入していただいております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） この件についても、後で資料をもらいに建設課へ伺いますと。  
次に、最後の質問になります。

入札についてですけど、入札を執行する場合には、まず指名業者の選定委員が5人おりますけど、その5人によって業者の選定をし、入札を執行しますと。まず、そのメンバー5人を伺いたい。

次に、予定価格の公表がない場合は、落札金額がたとえ1円であっても落札者となるのか。

次に、確認したいことが1点ありますが、まず大崎上島町本庁舎空調設備更新工事設計監理業務、2点目、大崎上島町柿ノ浦住宅建て替えに伴う測量、地質調査業務、大崎上島町柿ノ浦住宅建て替え工事設計業務の当初事業費、この3つを教えてください。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

質問1点目の大崎上島町建設工事等指名業者選定委員会の委員につきましては、副町長、私、総務課長、建設課長、地域経営課長及び上下水道課長の5人の委員のほか、当該事業の担当課長で構成されています。

質問2点目の、予定価格の公表がない入札案件については入札書の記載金額が1円であっても落札者となるのかについては、現在、建設工事に係る入札を除いた入札案件は予定価格を公表しておりません。また、それらの入札案件は最低制限価格を設けていないことから、入札制度上、入札価格が1円の場合であっても最低価格の入札をした者が落札者となります。このことに関しましては、適正な業務の履行を確保するため、建設工事の入札と同様に、測量コンサルタント等、業務の入札においても最低制限価格制度を導入することを検討しているところでございます。

質問3点目の3つの業務の令和3年度の当初予算計上額については、大崎上島町本庁舎空調設備更新工事設計監理業務として236万5,000円、大崎上島町柿ノ浦住宅建て替えに伴う測量、地質調査業務及び大崎上島町柿ノ浦住宅建て替え工事設計業務を合わせた金額として4,777万7,000円を計上しております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） ありがとうございます。1円でも落札業者となるとの答弁をいただきましたので、それを踏まえてお聞きしますと。

まず最初に、大崎上島町本庁舎空調設備更新工事設計監理業務、これは今言われましたように236万5,000円でしたと。落札率が80.37%、工事設計。80.37%ということは、236万5,000円にコンマ8037を掛けたら190万750円になる。ほしたら、これは落札率が違うん。そっちの236万円が違うん。これを計算したら、236万円に25万円を足したら、落札率を80.37%にしたらこの金額、210万円の落札金額になるんじゃないけど、どういう計算をしたらこういうふうになるか。わし、実はずっと暇なけんやったんよ。これも聞くぞ。

ほして2点目、今、柿ノ浦住宅と言うたじゃろう、建て替え工事が。あれの測量、地質調査というものがこの分には、4,777万円の中に入ってないんよ、一切。ほいじゃけど、自分が入るとる趣旨なことを言うたけど、普通、図面を引く場合には先に地質調査をして、中がどういうふうになっとるかを考えて初めて設計費用というものが決まる、分かる。何にもせんうちに井で設計費用を上げてこんのよ。それは、自分、仕事しようのけえ、こういう仕事に携わるとるけえ分かる。まず、はっきりと地質調査もろもろをしてから、こういう具合だからくぎを何本も打たにゃあいかな、そうせにゃあいかなというのがはっきり分かってから設計費用というものは決まる。今自分が言うように、調査費用と設計費用が一緒に4,777万円に入るとるんじゃないろう、あんたの説明じゃったら。そういうことは、ほかの議員さんはいいと言うかも分からんが、自分ほうんとは絶対に言わん。

はい、2点目。それだけ教えてくれる。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 1点目の本庁舎空調設備更新工事設計監理について、私のほうから説明いたします。

おっしゃるとおりといいますか、当初予算金額236万5,000円は当初予算に計上しております。計上したときが、昨年度の11月頃には算定しておりますので、それ以降、実質令和3年度に入りまして実施設計の予算書を組むときに、それまでに人件費の単価、諸経費率の改正等がございました。それにより算定しますと、当初予算の236万5,000円では不足が生じました。それによりまして、本年度、この科目の中に今年

度、ご存じだと思うんですけども、空調設備をやります。年間の補修の委託料の予算も組んでおりました。しかし、改修するためにその補修が必要ないということで、その部分について予算の残が生じておりましたので、その部分のものを、同一科目内ですので事業内流用なんですけども、それに合わせて設計金額が287万4,300円となりました。落札で契約金額が231万円ということで、落札率が80%ぐらいとなっております。

1点目の空調については以上です。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 2点目の柿ノ浦住宅の質問についてでございますけれども、柿ノ浦住宅の建て替え設計については、現在測量、地質調査と、それから建物について別発注ということでしております。ご指摘のとおり、地質調査の結果というのは建物について非常に影響が大きいというのは私も存じておりますので、建築設計を出す際にはその条件を付して入札をかけて、その入札結果で契約いただいているということで、その設計業者は納得して設計業務に当たっているというふうに考えております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） そうすると、課長、柿ノ浦住宅の地質調査、今言いましたように、これはある会社が320万円で落札されとるんですけど、そのときの落札率が89.39%ということは、私が眠たい目をこすって算入したのでしたら約357万5,000円が必要になるんじゃないけど、これはどこから持ってきたん。そうしたら、今の320万円の落札金額になるんじゃないけど。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） どこからの予算かということでございますけれども、予算については柿ノ浦住宅建て替え事業の設計ということでそのまま予算の目的に従って執行しているもので、よそから持ってきたものではございません。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） はいじゃあ、課長、これは今言いますように、最初に組んどった柿ノ浦住宅設計業務の4,777万円があるわな。あれの中から持ってきたということ。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） おっしゃるとおり、当初予算の中から支出しております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 課長、理解に苦しむ。自分がこういう専門職じゃなかったら、は



い、分かりましたというて引き下がるんじゃないけど、今言うように。いいわ、いつまで言ってもこれは水かけ論になるから。

そして次に、柿ノ浦住宅の建て替えの設計業務がある。これは私の大好きな方が落とすとるんじゃないけど、その方が、平成29年度の東野保健福祉センターの改修工事は落札率が96.15%、30年で木江公民館、支所改修工事の分も96.94%と、31年度、令和元年度の本庁舎の改修、あれが94.28%、大崎幼稚園の増改築工事が91.94%と。ほいで、令和2年度の沖浦の消防屯所の設計監理業務が88.9%、大串の一時滞在施設の設計業務が98.45%、そして令和3年度に入って本庁舎の空調関係の設計監理業務が80.37%。柿ノ浦住宅の建て替え設計業務の入札率は幾らと思います、課長。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） ただいま詳しいことは分かりませんが、かなり低額で落札していただいたと考えております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 今、課長が言葉を濁しましたけど、落札率が22.11%なんよ。信じれる。この業者は、要するに柿ノ浦住宅の設計をしたいばっかしに身を捨てて名を取ったのか。ほして、ここに、この住宅は8社が応募しとる、入札に。応札した。ほしたら、ある業者が、言われんけど、875万円なんよ、2番札が。その下をくぐつとるんよ、860万円。ということは、この875万円という数字がどこかで漏れたんか。ほかの人らは皆、丸が1つ違う。上から2,200万円、1,760万円、2,600万円、2,500万円、1,900万円、そしてこの方が860万円、2番目の方が875万円、最後の方が2,000万円。

今までこの方が安く落とすとることがあるんなら、わしも何にも不審にはならん。ほいじゃが、22.11%。信じれる。これを見たときに、1円でも落ちるんじゃないけえそりゃ構やせんけど、何の違和感も抱かんかった、自分らが執行したときに。副町長にしても、総務課長にしても。今までそういうことがあるんならわしも何にも言わん。今まで全部90%近うなっとして、この件だけ22%よ。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 森若議員がおっしゃられるように、かなり低率で落札されておりますけれども、指名した業者が真摯にそれぞれの事業者の手持ちの業務量でありますとか、技術者の確保状況でありますとか、今回設計する住宅が今後その企業に対してどうい

うイメージを与えるかなど等を勘案して落札額を決定しているものと考えておりますので、特別に違和感を感じておりません。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃあ、結局、副町長は、この業者は、要するに柿ノ浦住宅の場合は身を捨てて名を取ったと、そういうふうにとってもいいか。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 先ほど申しましたように、手持ちの業務量ですとか、技術者の状況ですとか、会社のイメージ等を勘案しての結果だと思っておりますので、実際に落札した業者がどういう思いで落札されたかというのはこちらのほうで把握できません。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 私がどうしてここまでしつこく言うかというと、同じ日にちに、7月20日にここの空調設備更新のときには落札率が80.37%、同じ日、同じ日なんじゃけえね。同じ日にこの柿ノ浦住宅の設計については22.11%だから、見たときに変だな思うたからお尋ねしました。

この22.11%じゃったら、これでまともな図面が出てくると思う、副町長。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 入札時の業務の内容を仕様書等で縛っておりますが、そちらに対して真摯に対応できるものと考えております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 大変悪いんじゃないけど、今言いますように、柿ノ浦住宅の建て替え工事設計業務の図面ができたなら産建の委員会に出してくれるか。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） どちらにいたしましても、設計書が出来上がりましたら工事のほうの入札もございます。その前には必ず委員会のほうで説明をさせていただきます。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 約束しましたぞ。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾尻康二君） これで森若 徹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10時45分より再開いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（尾尻康二君） 休憩を解いて会議を再開します。

次に、森 ルイ議員の発言を許します。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 森 ルイでございます。本日初めての一般質問となります。

本日、大きく分けまして2つ。

1問目につきましては、教育委員会について。

教育委員会、先ほど議会の初めに教育長からご挨拶いただきまして、これから教育委員会がよりよい組織となっていくんだろうなとちょっと期待をしました。しかし、昨年度、教育委員会においては様々な問題がありまして、その問題に対しての対応に関しても対応が遅かったりとか、不適切な事案があったり、そのようなことで教育委員会といいますと、全国的にいじめの問題、もしくは自分で自ら命を絶ってしまうという児童や生徒の対応に対して不適切な事案があったりとか、証拠隠滅じゃないですけども、正しい情報提供が行われない、そのようなことがニュースで多々聞かれます。大崎上島町にあってはそのような悲しい事案が起きないことを願うばかりですけども、昨年の教育委員会の対応を見ておりますと、一抹の不安がありました。

その件に関して、私も警視庁に1年半勤めておりましたので、組織として働く者、組織の一員として働く者、もしくは組織の在り方、そのようなものを少しは知っているつもりではありますけれども、その中でも情報の伝達だったりとか対応ということでこれからどうなってしまうんだろうかという思いがありましたので、今日は1問目として教育委員会について上げさせていただきました。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1つ目ですけども、放課後子ども教室について。

放課後子ども教室については、昨年8月ぐらいから総務福祉文教委員会においてもいろいろな問題に対しての報告、それに対する対応、継続的に報告がなされておりました。議員のほうからも、このように改善してほしい、こういうことはどうか、そのような意見が多々ありました。それを踏まえまして、放課後子ども教室の現状、問題点、今後の課題について、これをまず1点目としてお伺いします。

その次に2点目、不適切事案の報告、再発防止のための取組について。

これについては委員会でも報告されておりますけれども、子供が関係している事案がありましたので、これについては町民や保護者に対しての説明責任があるのではないかと考えられます。

続いて3番目ですけれども、職員への研修について。

2番目の不適切事案が起きた原因の一つとして、職員への研修が今まで行われていなかったと、そういうこともあります。令和2年度また令和3年度、職員への研修、教育課もそうですけれども、教育課の社会教育係、放課後子ども教室を担当する社会教育係の職員に対して、また放課後子ども教室で働く会計年度任用職員に対してどのような研修がいつ行われていたのか、内容についてもお聞かせください。

4番目ですけれども、会計年度任用職員について。

会計年度任用職員については、昨年度、令和2年度から取り入れられたものでして、新しい取組となります。今まで働いていた放課後子ども教室の職員が会計年度任用職員となったわけですけれども、会計年度任用職員に関しましては地方公務員法の適用があるということで、今まで以上に倫理観ですとか、地方公務員法に関してどのような制約があるか、そのようなことを任用のときに伝える必要があると思うんですけれども、昨年度そのあたりが抜けていたところがありますので、令和2年度はどのようにしていたか、令和3年度、今年度はどのようにされていたか。また、その採用に際しましては、地方公務員法を遵守しますということとでサービスの宣誓があると思うんですが、これについてどのように行われていたかお聞かせください。

また、会計年度任用職員については、条件付採用として1か月間の期間があるように思いますが、これについてこの条件付採用期間にどのような人事評価をされたのかお聞かせください。

また、全体を通して会計年度任用職員は1年間、4月1日から3月31日までの任用となると思いますけれども、会計年度任用職員の人事評価、これは会計年度任用職員も人事評価の対象となるということですので、何月何日から何月何日までの間で、どのような人事評価が行われて、評価者は誰であるのか、それらについてお聞かせください。

また、5番目ですけれども、放課後子ども教室のコーディネーターについて。

コーディネーターというのは具体的にどのような業務内容であるのかお聞かせください。

6番目、入会対象児童及び利用条件についてということですが、今年の3月です

けれども、今年の令和3年4月から入学予定の児童に向けた説明会におきまして保護者の方から、3月31日までは保育園を利用できる、4月1日から小学校の入学までの間が預けられないかということで要望が出たんですけれども、それに対しまして明確な回答がないまま過ぎております。これについては働く保護者の方々を助けるという意味もありますし、そのような要望が出たことに対して検討して、できないのであればできない理由を伝えるべきだと思いますし、そのまま結局、また来年の3月になりました、同じ質問が来ます、答えはそのままにしてまた次の年ということが繰り返されないように、検討されたのであればその結果についてお知らせください。

7番目ですけれども、新・放課後子ども総合プランについて。

これに関しましては、2023年度までの事業計画を出すということになっております。教育委員会と福祉部局の具体的な連携なども踏まえて運営委員会の設置などが盛り込まれておりますが、これについてお聞かせください。

(2)番、教育委員会の設置場所についてということですが、教育委員会、今年の3月末か4月だったと思いますけれども、今までの場所から移動して現在大崎支所の住民窓口係と上下水道課の間に教育委員会が位置していると思います。それに関しまして、教育委員会というのが町長部局から独立した組織であるということと、教育に関して子供のプライバシーに関する情報なども扱うということから、一般の方が出入りする大部屋の真ん中に教育委員会が位置するということに関して問題がないのかとちょっと危惧しておりますので、どのようなことで、学校教育係と社会教育係を一緒にするという意図は分かるんですけれども、それを踏まえた上でもあの位置にあのような状態で設置する必要があったのかどうか、その理由などについてお聞かせください。

最後に、3番目になりますけれども、町長と教育委員会の連携についてということで、昨年度いろいろな問題があった際に町長にもお話ししたことがあるとは思いますが、教育委員会と町長部局は別組織であるから教育委員会のほうに任せていると。それは政治的中立性を保つという意味でもそのようになっているのは分かるんですけれども、子供のことに関しましては福祉課も関係することですし、子供の心の問題であれば保健衛生課も関わってくることだと思います。何か問題があったときには、教育長を任命しているのが町長でありますので、責任がないというわけではないと思います。今後そのような問題が起きないことを願いますけれども、町長と教育委員会の連携についてどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員の教育委員会についての質問にお答えします。

（１）放課後子ども教室についての質問①の現状、問題点、今後の課題につきましては、放課後子ども教室の現状は、９月１日現在の在籍児童が東野教室１３名、大崎教室２０名、木江教室１３名の計４６名です。スタッフは、常勤４名、臨時５名の体制です。

教室の問題点としては、現在のコロナ禍のため、地域住民と触れ合いながらの体験活動の場が持てていないこと、対象児童の多い大崎教室において令和２年度までの常勤スタッフ３名が退職したことに伴う人員不足の問題が上げられます。８月末までは、臨時スタッフによるシフト編制と社会教育係員のフォローにより運営してきました。

今後の課題としては、これまで取り組んできた以上にスタッフの涵養に努め、人員不足を解消し、教室運営の安定化を実現していくことと考えております。

質問②の不適切事案の報告、再発防止のための取組につきましては、放課後子ども教室は、教室が子供たちにとって安全・安心な場になること、これを常に念頭に置き運営していきますが、万一、不適切な事案が発生した場合、放課後子ども教室実施要綱及び安全管理マニュアルにのっとり、スタッフからコーディネーター、教育委員会事務局への報告を迅速に行い、事実確認をした上で原因の究明を図ります。このとき、保護者との連携も重要と考えております。再発を防止するためには、不適切事案の問題性をスタッフ間で共有し、再発防止策を練り上げ、それを実行していくことが必要と考えます。事案の内容によりましては、運営会議の開催も視野に入れ、教室の円滑な運営を遂行してまいります。

質問③の職員の研修につきましては、昨年度１回、今年度は７月２０日にスタッフ１１名中９名の参加により開催をしました。内容は、全部改正をしました放課後子ども教室の実施要綱と安全管理マニュアルの説明と会計年度任用職員の服務等をテーマとしました。今年度は新たに任用された職員も多く、放課後子ども教室のスタッフとして遵守すべき事項に関して研修の中で確認を行ったところです。

質問④の会計年度任用職員につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正により令和２年４月から施行された制度であり、自治体において雇用されていた臨時的任用職員や非常勤職員の多くが会計年度任用職員という身分に移行されました。放課後子ども教室のスタッフも、臨時的任用職員から会計年度任用職員となっております。会計年度任用職員は、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員となり、一般の公務員同様、守秘義務や信用失墜行為の禁止、こういった服務規律が適用となっております。

この会計年度任用職員の人事評価につきましては、1次評価者が課長、2次評価者が教育長になります。今年度任用時に、会計年度任用職員には人事評価のこともあるというようなことを説明いたしております。

続きまして、質問⑤のコーディネーターにつきましては、放課後子ども教室の事業の関係者間の連携や事業の企画調整を担当するスタッフとなっております。今年度の公募ではコーディネーターの応募がなく、欠員となっております。このため、社会教育係の放課後子ども教室の担当者がコーディネーター業務を兼務する形でこの間対応しておりましたけれども、今年9月よりコーディネーターを任用することができましたので、コーディネーター業務を引き継ぐことといたしております。

続いて、質問⑥の入会対象児童及び利用条件につきましては、大崎上島町放課後子ども教室実施要綱の中で規定しております。入会対象者は、大崎上島町に住所を有する小学生で、当該児童の保護者が就労、その他の理由により、学校終了後に家庭において保護者の監護が受けられない児童が対象となります。放課後子ども教室の各教室の定員は、それぞれ30名となっております。

そして、先ほどの森議員の提案の中で、4月1日以降、タイムラグがあるという話がありましたけれども、今年度は小学校の入学式が4月7日で行われました。では、4月1日から6日までの期間、これはどうなるんだということですが、4月1日以降、子供さんは、児童は小学生のというふうな形で捉えられますので、3月に入会申込みをしていただければ4月1日以降、在籍することは可能と考えております。

質問⑦の新・放課後子ども総合プランにつきましては、我が国の共働きの家庭が直面する小1の壁を打破し、待機児童を解消する観点から、厚労省と文科省が連携し、平成30年に策定したプランになります。プランが掲げる目標は、国内の放課後児童クラブを追加で25万人分整備する、全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を一体的に実施することを目指すことが上げられております。

本町におきましても、令和2年3月に策定された第2期大崎上島町子ども・子育て支援事業計画におきまして、児童が放課後を安全・安心に過ごせる活動の拠点を提供するために放課後子ども教室を各小学校区ごとに運営することを掲示しており、放課後の子供の居場所を確保してまいります。

続いて、(2)の教育委員会の設置場所につきましては、大崎上島町教育委員会位置設定規則により、教育委員会は大崎上島町中野2067番地1に置くと定められておりま

す。この番地は、役場大崎支所に当たります。

ご指摘の、社会教育係と学校総務のほうが一緒になったと、プライバシーに関する部分については支所のセンターに位置するああいったところでは不適切ではないかというご指摘がございましたけれども、プライバシーに関する部分についてのご相談、そういった場合には別室を確保して対応するようにいたしております。そして、教育課の職員が一つの場所に位置するというので、管理職の目が行き届くということ、そして係同士の連携プレーといったものも生まれてまいりますので、一つにするというメリットはあったというふうに考えております。

そして、最後になりますけれども、(3)の町長と教育委員会の連携につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会が連携し、地域の実情に応じた教育行政を推進するため、大崎上島町総合教育会議が設置されており、同会議では大崎上島町教育大綱の策定、教育を行うための諸条件の整備、地域の実情に応じた教育及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策を連携して協議しているところです。また、日常から町長と教育長の意見交換を必要に応じて行うなど、連携を密に取りながら各種業務を推進しているところです。

以上、答弁いたします。よろしく申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 現状のところ、常勤が4名ということでありましてけれども、こちらの大崎教室、東野教室、木江教室の割合というか、人数の割合についてお知らせください。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 常勤のところよろしいですか。

○8番（森 ルイ君） はい。

○教育課長（有田芳徳君） 常勤は、木江が1名、大崎が1名、東野の教室が2名となっております。

○議長（尾尻康二君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 大崎教室の常勤1名というのは、何月から大崎教室に1名いらっしゃるのでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 大崎教室の常勤1名は、コーディネーターの1名です。9月



1日から任用しております。勤務時間は9時30分から18時まで、休憩時間は昼休み1時間を取っております。午前中は、教育委員会の中で社会教育系の業務を手伝っていただき、コーディネーター業務をこなしながら2時30分以降は大崎教室に出向いて大崎教室を担当していただくことになっております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） コーディネーター業務というのは3つの教室を総合的に見て勤務するものだと思いますけれども、大崎教室の1名として常勤にカウントして勤務しているということで、例えば大崎教室に勤務している間に木江教室、東野教室で突発事案などがあつた場合はコーディネーターとしてどのように対応するのでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員のおっしゃるとおり、コーディネーター業務と大崎教室の業務を重複するというのは、これは本来の姿ではないかと思ひます。ただ、大崎教室の常勤がゼロという現況を打破するということを含めて、コーディネーター業務と大崎教室を重複する形にしてまいりました。万一、同じタイミングでコーディネーター業務が発生した場合は、社会教育係の担当者、こちらのほうで連携、フォローするというような形で考えております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 社会教育係の係長と係員2名、3月末で皆さん異動だつたり、辞職された方がいらっしゃいますけれども、この3名の方たちが問題解決について昨年取り組んでいらっしゃいました。この方たちが、3月末で大崎教室の常勤が3名いなくなるということで東野教室の2名の常勤のうち1名を大崎教室に回してほしいという申出があつたと思うんですけれども、それは受け入れられなかつたと聞いております。その理由についてはよく分からないんですけれども、会計年度任用職員に関しましては3教室どこで勤務することもあり得るという条件で採用されていると思ひますが、東野教室の2名を大崎教室に1名で、木江と大崎と東で1名ずつ常勤を置いてそのほかを臨時でカバーすることができなかつた理由についてお聞かせください。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） ご指摘の大崎教室に東野教室のスタッフを回せなかつた理由

ですけれども、3つの教室の中で大崎教室にいろいろ問題点があつて職員の方がいなくなつたと。ここで、安定している東野教室から大崎教室に1名スタッフを回してというのは、これは一つ善後策としてはよいというふうに考えられるかもしれませんが、事務局としましては安定している2つの木江と東はそのままキープしたいと、大崎を何とか立て直していくというふうな観点から、東野から大崎へ移すという形ではなくて大崎の中で頑張ろうというふうな形で考えました。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 現場の状況といたしましては、4月1日以降、初めて放課後子ども教室で勤務する臨時の職員が集まってシフトを春休み中、回していたという状態で、その後も同じメンバーでシフトを回していたと思うんですけれども、全く何も分からない状態からスタートするという状況で、一人でも常勤の方がいればその方に今までのことを引き継いで、そこで常勤の方に指揮を執ってもらって臨時の方たちが今までと変わらないような形で子供に接することができたのではないかなと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 先ほどの答弁の繰り返しになるようになりますけれども、まずは東野教室、木江教室は安定してるのでこちらは守りたいと、1人スタッフを大崎へ持ってくることによって安定している教室についても支障を来す、こういったことを避けたいというふうに考えました。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 1つ目についてはそのようなご回答をいただきまして、次に移りますけれども、総務福祉文教委員会で8月24日、教育委員会のほうからの報告として不適切事案の今後の取組について幾つか上げられておりますが、この点についてどのように取り組まれたかお知らせください。スタッフの資質の向上の取組、これについては研修ということになると思いますけれども、昨年度1回、今年度1回ということで先ほどお話がありました。それで資質向上の取組として十分であるか。また、不適切な指導があった場合の教育課としての積極的な関わりということでもありますけれども、これについては先ほどのコーディネーターが関わるということであるのか、課長や教育長も含めて関わるとい

うことであるのかお聞かせください。

また、子ども教室の透明性の確保、アンケートの実施とありますが、このアンケートを昨年1回行われたと思いますが、今年度行われたのかどうかお聞かせください。また、わくわくスクールだより等の発行による見える化とありますが、これが何回ぐらい発行されたのかお知らせください。

大崎教室の人員配置の工夫と増員ということでありますけれども、この人員配置に関しましては先ほど何回か質問しましたが、ほかの教室が落ち着いているからということで臨時のみで運営していたということで、この件については結構です。ほかの点についてお答えください。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 昨年に行った研修内容、それを踏まえて今年度研修を行いましたけれども、各1回では少ないかなというふうに考えております。まず、教室の運営をやっていくということでなかなか研修の時間が取れないというふうなこともありましたけれども、やはり課題はきっちり共有をしてということで、研修は充実をさせていきたいというふうに考えております。

そして、アンケートにつきましては、昨年度実施をして回答しましたけれども、今年度はまだ実施ができておりません。これについても昨年度の反省を踏まえて、アンケートの内容、そしてアンケート結果の周知方法についても、昨年度の足らなかった部分を勘案しながら進めていきたいと思っております。

あと、わくわくスクールだより、これにつきましては、これもタイムリーに発行をしていく必要があるわけなんですけれども、今年度はまだたしか1回ぐらいしか配布ができていない状態なので、これについてももう一回足元を見詰め直しながら、回数と、あと情報提供をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 最初にお伺いした内容の④の会計年度任用職員についてのサービスの宣誓、条件付採用についてのご回答がなかったので、これについてお聞かせください。また、人事評価については課長と教育長ということですが、課長が現場にいることはないんですが、どのように評価をされるのかお知らせください。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） すみません、回答が漏れていたようです。

まず、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、これは行っておりません。行わないことができるというふうなことで確認をしているところです。

そして、人事評価の部分につきましては、ご指摘のようになかなか私が現場に行けないというふうなことも踏まえて、じゃあ実際どういったことで評価をするかっていうことになりますけれども、会計年度任用職員の評価については我々常勤職員とはまた違う割とシンプルな内容で評価をしておりますので、きちりスタッフでなければならぬ内容が励行できているかどうか、そういったことを確認して、できていればいい評価をしていくというような形でこの間実施をしております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 人事評価に関しましては、人事評価実施規程のようなものを教育委員会として定めているのかお聞かせください。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） これは、教育委員会独自のものはございません。大崎上島町全体の人事評価制度の中の会計年度任用職員の関係のところのルールというか、そういったものにのっかって実施をしております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほどのお答えですと、課長が聞き取りのような形で人事評価を、面談を行ってやるということでしょうか、人事評価に関して。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 実際、面談までは行っておりませんが、これは面談をしなければ把握できないといった場合については面談をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 新・放課後子ども総合プランに関しまして、もともと大崎上島町は放課後児童クラブということで運営されていたものを、放課後子ども教室、放課後児童クラブに関しては厚生労働省の管轄で福祉課が担当となります。放課後子ども教室に関し

ては文部科学省で教育委員会ということになりますけれども、その2つを一体化するという方向でこの新・放課後子ども総合プランがあるかと思いますが、現状として名前は放課後子ども教室なんですけど、実情は放課後児童クラブのようになっていると思います。今後、どのような形で進めていくのかお聞かせください。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員のおっしゃるとおり、放課後児童クラブ、放課後子ども教室がある中で、現行のうちの教室が児童クラブのていに近いんじゃないかというようなご指摘がございました。これは、まさしく放課後の保護者の管理ができない子供たちを受け入れるということで、これは放課後児童クラブの定義にございます。子ども教室の場合は、全ての子供、希望者を受け入れるという形にはなっておりますけれども、大崎上島町の部分でいきますと、まず放課後の保護者の管理、安全・安心な場を確保するというふうなことから、放課後児童クラブの定義と子ども教室、こちらを地域の実情に応じた形で今運営をしているのかなというふうに考えております。

そして、児童クラブっていうふうな形で運営がなぜできないのかといいますと、児童クラブということになるとこれは法の根拠が必要になってくるから、厚労省の関係ですけれども、それとあわせて指導する方が研修を受けて、実際資格まではいかないですけれども、そういうふうな研修を受ける必要がございます。そういったところで、これを子ども教室でそういった形をやっていこうとするとそれだけのスタッフは確保できないというふうに現行では考えておりますので、国のプランでは児童クラブと教室の一体型というふうなことがありますけれども、大崎上島町は現在の状況を踏まえて、子ども教室、こちらを継承すると。この間、いろんなご指摘を受けてる事項もございますので、こういったことをきっちりしていきながら、あるべき姿の放課後子ども教室にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 放課後子ども総合プランについては今のお答えで結構です。

最後に、会計年度任用職員の臨時職員として、夏休みにシフトに入っていた人員として教育委員会の給食調理員や教育補助員の方がいらしたと思います。その方たち、今手元にあるものはインターネットに、町のホームページに出ているものなんですけれども、報酬として時給が書かれているんですが、時給がそれぞれ違いまして、教育補助員と給食調理

員と、放課後子ども教室が一番低いんですけども、この方たちに応援という形で放課後子ども教室の勤務に入っていたらと思うんですが、この場合の時給の計算っていうのは元の職務の、例えば給食調理員であれば給食調理員の時給を当てて計算されているんですか。それとも、放課後子ども教室に派遣という状態になっている期間は放課後子ども教室の時給に合わせているんでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 後者のほうになります。放課後子ども教室の任用で来ていただいておりますので、放課後子ども教室の報酬金額になります。会計年度任用職員は兼務がオーケーということで、給食調理員の方、あと教育の補助員さん、こちらは学校が長期休暇の場合は仕事なくなりますので、片や放課後子ども教室は夏休みに午前8時から午後6時まで勤務をしていただくということで、当然7.5時間以上の勤務を超える場合はお一人ではってということになりますので、夏季休業中のスタッフの確保といったもので、調理員の方、教育補助員の方で協力していただける方を任用して事業を回しました。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 教育長は、本日一番最初にご挨拶いただいておりますけれども、今までの、昨年度の問題を踏まえて今後放課後子ども教室についてどのようにされるかお答えいただければと思います。

○議長（尾尻康二君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 昨年度までの問題については、文書、口頭等で幾らか把握はしております。しかしながら、私に課せられた課題は、今日の前にいる子供たちにいかに安心・安全な生活を保証するかというようなことですので、まずそこに力点を置いて行政を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） すみません、最後に1点なんですけれども、子供を守るという観点から、例えば不審者が放課後子ども教室の敷地内に入ってきたというような事案があった場合に、実際にそういうようなことが昨年度ありましたので、職員の方たちがすぐに例えば警察に連絡するなり、教育委員会に連絡するなり、職員室に行くなりっていう対応が取れなかったということがありました。これに関しては研修でそのようなことを、緊急事

案にどのように対応するかということは研修でされているとは思いますが、1点、刑事訴訟法におきまして239条第2項に、官吏、公吏はその職務を行うことにより犯罪があると思料されるときは告発をしなければならないとあります。官吏、公吏というのは、国家公務員、地方公務員、公務員になりますけれども、職務に当たって何か犯罪になるようなことがあった場合にはそれを告発するっていうことがあります。それについても頭の片隅に置いておいていただけたらと思います。それは、そのような事案があった場合に組織として対応していただきたいという思いがあります。職員個人に任せるのではなくて、組織としてそのような対応をするべきだと思っておりますので、今後はそのようにお願いします。

1つ目の質問は以上です。

○議長（尾尻康二君） 1人1時間以内なんで。45分までで、2問目は。お願いします。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 質問の2つ目になります。

ジェンダー平等についてですけれども、SDGsの中にも定められておりますが、2021年3月、世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数によると、2021年の日本の順位は156か国中120位となっております。ジェンダーギャップ指数は、経済、教育、医療、政治の4分野14項目のデータで各国の男女の格差を分析した指数で、特に政治分野の順位が低く147位となっております。私も議員になる前に傍聴したことがありますけれども、議員と執行部の中に女性の姿が少ないなというのを感じました。それに関しまして、大崎上島町では令和2年3月、大崎上島町第2次男女共同参画推進計画というものがあまして、男女共同参画社会について考えられているものと思いますが、これについてお伺いします。

1つ目、現状、問題点、今後の課題について。2つ目、町職員の——これは役場の職員ということですが——女性管理職の割合について。地域内の役職、区長などにおける女性の割合について。町の取組について。5番目、ジェンダー教育について。

(2)としてLGBTQ+についてとあります。

LGBTにつきましては、テレビや新聞、報道で耳にしたり、目にしたりする機会も増えたと思うんですけども、本日、私、議員バッジの下にレインボーのリボンをつけておりますが、これは福山市から送っていただいたものです。LGBTの取組について広島

県内で調べていたところ、福山市では積極的にこのような職員さん手作りのリボンを配ることによって、またこのような啓発のチラシを配ることによってLGBTに対する理解の促進、並びにその方たちを理解し支援するという方に対してこのようなバッジを配付しているということでありました。

大崎上島町では、なかなか当事者の方を目にするというか、そういう話を聞いたことがないということが多いと思うんですけども、LGBTQ、Lがレズビアン、女性に恋愛感情を持つ女性、Gがゲイ、男性に恋愛感情を持つ男性、Bについてはバイセクシュアル、両方の性について恋愛感情を持つ方、Tについてはトランスジェンダー、このLGBとTに関しましては分ける必要があるんですけども、トランスジェンダー、性同一性障害という言葉もありますし、性同一性障害については精神的な問題とされてきておりましたが、スイスのジュネーブで開かれている世界保健機関、WHOの総会で2019年から性同一性障害が精神障害の分類から除外されたということもありまして、今後は戸籍上の男性、女性の区分を変えるということの手続に関しては日本でも法の整備が進むことと思われれます。LGBTQ+の当事者の方に関しては、調査によって違うんですけども、3%から10%、約8%。大崎上島町の人口7,200人としまして、8%としますと576人、この数は決して少なくない数であると思います。

また、LGBTという言葉に代わりましてSOGIという言葉を使う自治体も増えてきています。LGBTQとなりますと特定の方たちを指定するような形になりますけれども、SOGIという概念におきましては、SOがセクシュアルオリエンテーション、性的指向、GIが性自認、ジェンダーアイデンティティということで、全ての方に該当することになります。これに関してはソジハラというものもありまして、このようなことを原因として差別などを行うことは禁止されています。

これを踏まえまして、質問（2）のLGBTQ+について。

1つ目、町立幼稚園、小学校、中学校の教員、職員に対する研修についてです。町立幼稚園を入れてますのは、当事者の方によっては3歳ぐらいから違和感を感じているということがあるからでございます。

②町の職員に対する研修について。町の職員に対しましてどのような研修が行われているかお聞かせください。

③町民に向けた理解促進、支援のための取組について。なかなか町のいろんな価値観がある中で、このような概念を理解してもらうには時間がかかるかと思うんですけど



も、町の姿勢としてこのような方たちに理解を示し、支援していくということを示すことは大事なことで、そこから町民に向けて輪が広がっていくのではないかと思います。

4番目の合理的配慮につきましては、学校でトイレや更衣室、また中学校におきましては制服や髪形、これにつきまして男性、女性の区別をすることによって嫌な思いをすることがないように求めるものです。

5番目の申請書などについての公文書の性別欄削除について。これも必要のないものについては性別欄を削除するという動きに世の中がなっておりますので、これについて町としてどのように対応されるかお聞かせください。

最後になりますが、パートナーシップ条例についてですが、広島県におきましては現在広島市が取り入れておりまして、そのほか11市町が広島県内では検討しているという段階です。この中に大崎上島町の名前は残念ながらなかったんですけれども、大崎上島町としても世の中の流れに合わせまして、大崎上島町にこのような当事者の方がいないわけではないと思うので、積極的に取り組んでいただけたらと思います。

これらについてお答えください。

○議長（尾尻康二君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 森議員の質問にお答えします。

男女共同参画社会についてですが、大崎上島町では、令和元年7月に男女共同参画に関する住民意識調査を実施いたしました。その結果、男女共同参画社会の言葉の認知度は高くても、高齢になるほど男女の固定的な性別役割分担の意識が強く、地域全体に男女共同参画の理念が浸透しているとは言い難い状況が明らかになっております。

また、行政における各種審議会、管理職、地域やPTA役員等の女性の比率は低く、あらゆる分野で政策や方針の決定過程への女性の参画が十分とは言えません。町内においては、各種審議会等における女性委員の割合を増やすことなど、関係部署と協議を行い、女性の参画が進むように努めます。

2番の町職員の女性管理職の割合についてですが、町長部局の町管理職は11名中女性1名であります。係長職につきましては、22名中10名が女性です。

3番の地域内の役割、区長などにおける女性の割合についてですが、大崎上島町内2地区の女性役員の割合につきましては、町内36区のうち女性の区長は2名となっております。

④番、町の取組についてでございますが、町では、令和2年度から令和6年度までの第

2次男女共同参画推進計画を策定し、町内地域、各職場、家庭、学校での継続的な周知、啓発等を行い、意識づくりを進めております。広報大崎上島による啓発、小地域学習会、企業関係者等人権推進協議会での研修などを行いましたが、まだまだ十分な取組ができていないのが現状です。本年度中に推進計画の検証を実施し、啓発活動や情報の発信等に取り組み、地域、職場、家庭、学校等で、互いに認め合い支え合い、自ら輝くことを基本理念に男女共同参画の推進を図ります。

5番のジェンダー教育についてでございますが、ジェンダー教育について、アンケートの結果から若年層において男女共同参画の関心が低いことが明らかになっています。家庭における男女平等の意識づくりのため、広報等による啓発や、学校における男女共同参画の教育、学習機会の拡充を関係課と共に図ります。

(2)番、LGBTQ+についてでございます。

①番、町立幼稚園、小学校、中学校の教員、職員に対する研修についてでございますが、LGBTQ+に関する幼・小・中の教職員に関する研修会は、この間は実施していません。この件につきましては、児童・生徒に対するきめ細やかな対応が求められますので、校園長会で関連する情報を提供するとともに教職員の人権意識向上を図ってまいります。

②番の町の職員に対する研修についてですが、令和元年に県主催のLGBT研修に2名の職員が参加をしました。町の職員に対する研修につきましては、職員の人権意識を高めるとともに、人権問題を正しく理解し、行政の立場から人権問題の解決を図ることを目的とした人権問題研修会を毎年開催していますが、LGBTQ+を取り上げての研修は開催していません。LGBTQ+の方の尊厳が守られ、安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、職員研修を実施してまいります。

③番、町民に向けた理解促進、支援のための取組についてでございますが、昨年度、大崎上島町企業関係者等人権推進協議会の研修において、ハラスメント、LGBTに関する研修を行い、県主催のLGBT研修へ町民2名に参加いただきました。広報大崎上島の人権の視点で、男女共同参画及びLGBTQ+についての啓発を引き続き行うとともに、あらゆる機会を通じて町民にLGBTQ+への理解を促してまいります。

④番、合理的配慮についてでございます。

合理的配慮について、町内公共施設に設置しているトイレは、障害者用の表示となっているところが多く、LGBTQ+の方が抵抗感なく利用できる十分な配慮とはなっていない

せん。気軽に利用できるように表示について検討するとともに、新設のトイレについても配慮していきます。

各職場の更衣室やトイレの利用については、企業関係者等人権推進協議会や各種研修会等で理解と配慮について周知していきます。

学校における配慮については、教職員や児童・生徒がLGBTQ+について十分理解し、相談、対処ができるよう取り組み、合理的配慮について進めてまいります。

5番の申請書など公文書の性別欄削除についてでございます。

町に提出する申請書等のうち、その業務に必要な性別記載がある様式については、現在各担当課で記載の要否を検討しており、法令等の根拠があるもの、または業務上の必要があるものを除き、原則的に性別欄を削除する方針で見直しを進めてまいります。

また、国、県事務に係る申請書等について、必要のない性別記載は削除するよう要望してまいります。

6番のパートナーシップ条例についてです。

大崎上島町は、パートナーシップ条例が制定されてはいませんが、LGBTQ+の方が相続等、法務関係での判断で不利益、十分な理解や配慮がされていないことは認識しています。性的マイノリティーの方の尊厳と人権が尊重され、あらゆる住民が安心して暮らせるよう、条例の制定を検討してまいります。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森議員に申し上げます。発言時間が来ますので、簡潔にお願いします。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 前向きなご答弁、ありがとうございました。

最後に、町長から一言、パートナーシップ条例についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 担当課長が申したように、中身をしっかりと勉強して、制定に向けて努力をしてまいりたいと思います。

○議長（尾尻康二君） これで森 ルイ議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

13時より再開いたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（尾尻康二君） 休憩を解いて会議を再開します。

次に、渡辺年範議員の発言を許します。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 1問質問させていただきます。

社会福祉法人と社会福祉協議会との違いはということで質問させていただきます。

両方とも行政の直属機関じゃないので質問するのはどうなんかなという思いがあったんですけども、事業委託をしている関係とか、補助金を出している関係とかというのがあると思いますので、あえて質問させていただきました。また、みゆきが問題になったときにみゆきと美浜の違いを理解されていない住民の方がかなりおられたということなんで、社会福祉法人と社会福祉協議会の違いというのもあまり理解されていない方がおられるんじゃないかという意味であえて質問させていただきます。

町内には、福祉事業関係に関わる法人として、社会福祉法人大崎福社会美浜とひがしの会みゆきと、社会福祉協議会の2つの機関がある。しかし、この2つの機関の違いを理解されていない町民の方がいるのではと思います、私もその一人かも分かりませんが、あえて質問いたします。この法人の存在根拠はということは、法的にどういう位置で存在しているのか。それと、財源の違いは。事業内容の違いはどうか。また、それぞれの機関への行政の関わり方、どのように関わっているのか、その違いを説明してください。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 渡辺議員の質問にお答えします。

町内の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人と同じく社会福祉法人である社会福祉協議会の相違点についてお答えします。

まず、1点目の法人の法的根拠ですが、町内の特養では、社会福祉法第2条に規定する事業のうち、公共性が特に高く、かつ社会的弱者を対象として生活の大部分を施設で過ごすような事業等を広島県から許可を得て運営しています。一方、社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき設立された団体で、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられております。

質問2点目の財源の違いについては、特別養護老人ホーム等の社会福祉事業を行う主な財源については、介護保険事業による介護報酬や利用者負担金収入などです。社会福祉協

議会は、会員からの会費、共同募金の配分金、寄附金、町の補助金及び受託事業費などが主な財源となります。

質問3点目の事業内容の違いについては、大崎福祉会、ひがしの会の主な事業は、介護認定を受けた方が利用する介護保険サービスで、入所系サービスの特別養護老人ホーム、通所系サービスのデイサービス、訪問系サービスのホームヘルプ、短期滞在系サービスのショートステイや配食サービス等で、ひがしの会については居住系サービスのグループホームも運営しています。社会福祉協議会は、地域福祉を推進する公共的な組織であり、地域の人々が安心して生活することができる福祉のまちづくりの実現を目指し、ふれあいサロンや社協ふれあいサービス事業等の福祉サービスや相談活動、困り事のある人とお手伝いできる人が支え合い、助け合う活動のかみじまネット、町からの委託事業の高齢者巡回相談員派遣事業、外出支援サービスなど様々な活動を行っています。

質問4点目のそれぞれの機関への関わり方については、介護保険サービス事業者である大崎福祉会、ひがしの会とは、在宅サービスから施設サービスまで継続的に提供していくため、事業者と連携し、介護サービスの安定化に努めています。社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な団体であり、連携を強化して社会福祉事業の活動を支援しています。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） ありがとうございます。大まかな内容としては分かりました。

じゃあ、一つずつ、私の理解している部分も含めて、改めて伺っていきます。

まず、社会福祉協議会なんですけど、これは社会福祉法の109条に基づく民間団体ということですね。それで、なぜこの質問をしたかというたら、社協イコール行政ではないかという勘違いをしている方が、中にはおられる方があって、そういう意味も含めて質問させていただくんですが、これは公益法人ということで民間団体です。

それで、社会福祉法というのは民法の特別法から成つとるんで法人の形態からいけば社団法人ということで、ある人間が集まってその人間がどうするかという方向性を決めて、後は財源をどう求めるかというのが社団法人なんですけども、早う言やあ株式会社みたいなもんなんですけど、それでさっき財源云々かんぬんの話になるんですが、社会福祉協議会の財源としては会員の会費と、共同募金の寄附金の割合をもらうとか、一般会員の方あるいは賛助会員の方、また特別会員の方からの寄附ということで成り立っているということで、財源的には会員さんの寄附ということで成り立っているということです。それと一

方、社会福祉法人としては、これは法人の形としては財団法人という形を取っておりまして、財産的なものがあるそのものをどう活用するかということが決まって、その方がその財源をどう利用するかということが、利用していくことが社団法人ということになるんですけども、だから社会福祉法人としての収入源としては社会福祉法人が事業を行って、その事業の収益から法人を運営していくという形を取っているということなんですけど、この理解でよろしいでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 先ほど説明しましたように、社会福祉法人で、大崎福祉会、ひがしの会さんについては介護保険サービス事業の収益が主な財源となっており、社会福祉協議会のほうは、先ほど申しましたが、会員様からの会費とか、もろもろ会員の会費によるものになっております。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） それで、事業内容の違いということなんですけども、社会福祉協議会、社協のほうの事業としては、介護保険サービスによる提供とか、地域包括センター、あるいは車椅子の貸出し、サロンの活動、あるいは生活福祉資金貸付制度とか、いわゆる行政からの委託事業なんかも含まれているんですよね。逆に、社会福祉法人として行政が委託事業をしているということはあるんですか。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 行政から協議会のほうですか。

○3番（渡辺年範君） 社協じゃなくて福祉法人、いいですか。ごめんなさい。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 社協の場合は、行政から社協に対して業務委託というのはかなりしていますよね。ほんで、社会福祉法人のほうに対しては行政から何らかの委託業務というのは行われているんですか。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 介護関係でいえば、配食サービスとかを委託しております。以上です。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） それだけですか。社協のほうはもっとたくさんの委託事業が行われていると思うんですけども、社協のほうの委託事業を数点挙げていただければ。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 社協へ委託している事業としましては、高齢者巡回相談員派遣事業、外出支援サービス事業、生野島デイサービス事業等、いろいろ委託しております。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 社協のほうに委託事業が多いということで理解できるんですけども、その機関への関わり方ということで、補助金を出している格好もあるんですけども、その補助金申請ということで、どういう形で補助金申請というのをされているんですか。社協の場合は、事業を委託することで補助金を出すという格好になるんです。それと、社会福祉法人のほうは副食のサービスだけでなくいろんな形で補助金を出す場合があると思うんですけども、その補助金の出し方の違いとか、同じなら同じ、違うなら違うで説明していただければと思うんですけども。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 社会福祉協議会への補助金は、人件費補助が主なものとなっております。そのほかについては委託しております。社会福祉法人ひがしの会さん、大崎福祉会については、その都度その都度、建物とか施設整備に困窮した場合には協議しながら補助金を出しております。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 委託事業としては、委託したときに委託料を出すということですね。それで、あと補助金の場合は、請求があったときとか、補助してくださいというお願いがあったときに出すということでもいいんですね。分かりました。

それで、あと今回みゆきが特養に変わりましたよね。特養に変わったということで、これから行政がどのように関わっていくのか。美浜——簡単に美浜とさせていただきます——と同じような格好で関わっていくのか、その辺を教えてくださいと思います。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） ひがしの会も大崎福祉会も同じ社会福祉法人となります。ですので、同じように対応させていただきたいと考えております。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 大体大まかな違いで、大体分かったと思うんですけども、私もこれを質問したときに理解してないところはかなりありまして、社会福祉法を六法で見たら

う思うたら小六法には載ってなくて仕方なくインターネットで引いてみたんですけども、なかなか細かいことがいっぱい書いて難しい部分もあるんですけども、大きな違いといえはそういうことで、これからもいろいろ両方の福祉関係に関する機関として関わっていかんやあいかんということなんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○議長（尾尻康二君） これで渡辺年範議員の一般質問を終わります。

次に、閑田大祐議員の発言を許します。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 本日は2問通告いたしております。

1問目、教育の島構想の行方はということでお伺ひいたします。

大崎上島町が教育の島構想を掲げて久しいが、そのフラッグシップとして大学誘致構想がありましたが、最近全く聞かなくなりました。現在はどのような考え方でどのような取組をしておられるのかお伺ひいたします。

○議長（尾尻康二君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 閑田議員の質問にお答えします。

本町では、第2次長期総合計画を町政の最上位計画とし、その下で地方創生を進めていく第2次まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、多様な人材を育てる教育の島づくりを進めることを最重点施策の一つとして教育の島の実現を目指しております。

大学誘致構想につきましては、2016年1月18日に、アメリカのアトランティック大学とアショカ認定大学を設置するため、その実現に向けて様々な可能性を探究するという覚書を締結し、その一環としてサマースクールや海外の複数大学による教育交流等の取組を大学誘致支援団体の一般社団法人AUSTと共に実施してまいりましたが、現時点ではアトランティック大学が独自に施設を整備し、進出されるということは困難な状況であると認識しております。この中で、令和2年4月に一般社団法人AUSTがアトランティック大学と連携した私塾、瀬戸内グローバルアカデミーを設立しました。この私塾では、所定の授業を受講し単位を取得した学生がアトランティック大学の2年生に編入できる仕組みが構築され、1期生2名が単位を取得し、本年8月に同大学に編入学しました。本町を舞台としたグローバルな人材育成が始まっていると認識しております。

本町は、平成29年からこの団体にふるさと納税の制度を活用した支援を現在まで継続して行っておりますが、引き続きふるさと納税を活用した支援のほか、情報収集、情報交



換を行い、教育の島構想の推進に向けて連携していきたいと考えております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） まず、今形態をかなり変えて、編入学をしたとかいろいろ出てきましたけど、うちの島に学校をつくることを一番最初、念頭に置いた動きにしたかったはずなんです。そうでないと意味ないですもんね。うちの島へ——今、叡智学園ができましたけど——学校施設ができてそこに人が集まってくる、それによって町の活性化、人口の減少を食い止めるだったりですとか、いろんな方策のためのといたらあれですけども、そのためにと言っていいんじゃないかと思うんですけど、町長、いかがですか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 教育の島のまちづくりには2つのポイントがあると思うんです。

1つは、私たちの町の子供たちが社会人になったときにたくましく生きていく力の基礎力をつけるというのが一つあると思うんです。それからもう一つは、今生涯学習社会ですから、仕事以外、子供も含めてですけども、そういった一生楽しく生きがいのある生活にするための生涯学習を充実するというのが一つの大きな目的であります。もう一つは、学校の誘致もあるんですけども、私たちの町だけではなくて、様々な大学生であったり、高校生であったりが私たちの町に来て、住民であったり生徒と交流をしながら町の活性化を図るというのが2つ目であります。そういったことの中で、大学誘致も、高校の誘致もありましたけれども、中高一貫もやってまいりました。だから、それが全てでは、教育の島構想ではなかったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 叡智学園は成功裏に終わったわけですけども、もともと教育の島構想を掲げ、それを今のまち・ひと・しごとですか、前年はまたちょっと違う名前だと思うんですけど、総合戦略会議の中で、この教育の島構想、さらにその中でも大学誘致というものが本当にフラッグシップになっていたと思うんです。それが今、ふるさと納税を活用した、要は資金援助的なのところのみになっている。

どんどん金を出せとか、そういうことを言うつもりはありません。ただ、町としての姿勢がだんだんと後退していつとるのはもう見るに明らかなんですけども、転換期を迎えて、もうこれをやめるならやめる、はっきりするべきじゃないかと思うんですけども、大体どんな施策にしても大概大きなプランのようなものが立ったときに、それが実現しな

ったとき、いつの間にかうやむやになって消えとるんです。これもそういうふうな形でいつの間にか忘れ去られとるプランにしてしまうつもりでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） この件については、いつの議会でありましたか、質問された議員さんもよく理解をしてないんですけども、今後どうするんかという中で、基本的に金銭的な支援は町がしないと、ふるさと納税というのはうちの資金をしているわけでないで、便宜を図っているということですから、そういった形にしますという答弁をさせていただいているというふうに思います。

これからについては、先ほど言いましたように、基本的に私どもはAUSTの活動に対して町の資金を支援するということは現在のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） では、ちょっと視点を変えてお伺いします。

例えば、AUSTにこだわることなく、今の総合戦略の中でも旗印としている以上、これをどうにか違う形ででも進めていくんだというつもりで例えば大学誘致をかけるのか、例えば愛媛県の加計学園ですか、実際の学校名は違うんですね。あれなんかでも安倍政権が何か悪いことをやったような話になつとるけど、あれは違うんです。地域の、口蹄疫とか疫病がはやったときに、四国には疫病に対応できる獣医学の研究施設というものがなから四国に獣医学に関する大学をつくってその拠点としたいっていう、その当時の愛媛県知事の思いの中で誘致活動が動いていったんです。

うちの町が例えば人口の減少を食い止めようとか、例えば産業を守ろうとか、いろんな考え方はあると思います。その中で、大学誘致ということの本気でやっっていこうと思うんだったらやりようはほかにあると思うんです。結局、夢物語に終わってしまようなアメリカの大学の誘致みたいなものをいまだに掲げたままになつとる状態っていうのは、これはそのまま放置しておくのはいかなものかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 課長のほうから答弁がありましたように、アトランティック大学の誘致っていうのは、向こうがもうそれは、校舎を造って、こちらにサテライトを造るといのは困難だというふうに結論を出してるんで、私どももそこにこだわっているつもりは今ございません。

そして、日本の大学でも、ほかの大学の誘致をしたらどうかということでもありますけども、なかなか今子供が減っている中で大学をここに持ってくるということになると、ここに来る相当のメリットがないと大変難しいのかな。完全にそれをしないというわけではないんですけども、今大学ではゼミ等で必ず地方に出て、その地域で課題解決とかそういう協力をするんだというような大学が今すごく増えているんです。そういった中でのつながりの中でそういうお話があれば取り組むことはあるかというふうに思います。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） いずれにしても、受け身の態勢で、何かおいしい話が転がってくるのを待つのではなくてどんどん率先してやってもらいたいと思います。

例えば、今クールジェンの後、今度はJCOALが入ってきてから新しい事業を始めたりしておりますけども、クールジェンの事業自体というのは実証実験をやっとるものももうあと2年ぐらいのところで終わってしまうわけですね。クールジェンがじゃあその後何か展望があるのかどうか、例えば何か決定事項があるわけでない今のタイミングで町のほうから積極的に働きかけておかないと、駄目になるのを待つだけです。そういったことも含めて、町の課題となっている部分、町がこれを取り組みましようと言っている部分、ここには前のめりになるぐらい精力的に取り組んでももらいたいと思います。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 大崎クールジェンについては、私が常務さんに直接今後について要望はしております。それはまずお伝えをしておきたいと思います。

それから、大学誘致については、さっき言ったように、地方に大学が出向くという流れがあるので、そういった意味で大串の家の整備であったり、木江にもしましたけども、今回また木江のほうで寄付をするというような話もありますけども、そういった学生が来るというのは清風館に泊まってはなかなか金がかかるので、安価な、研究するこっちに来たときの住まいという意味で今取り組んでいるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） それでは、2問目に移りたいと思います。

有害鳥獣対策について、これもなかなか成果の出るものではありませんし、根絶するのは不可能です。毎回同じようなことを聞くんですけども、改めてよろしくをお願いします。

以前よりイノシシの頭数が減ってきているという報告は以前から受けておりますけど

も、直近ではどのような状況か。それから、カワウの駆除についてはどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（尾尻康二君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 閑田議員の質問にお答えします。

ご質問のあったように、イノシシの頭数全体は減ってきている状況にあります。平成27年度の捕獲頭数は1,158頭、平成30年の捕獲頭数は775頭、令和2年度の捕獲頭数は652頭となっており、捕獲頭数は年々減ってきています。また、猟期期間中の捕獲頭数も、平成27年度が313頭、平成30年度が296頭、令和2年度は165頭となっており、猟友会に確認してもイノシシの全体の頭数は減っているということでした。しかし、イノシシ全体の頭数が減っているにもかかわらず、農作物の被害が減っていない状況にあります。減っていない状況にあるのは、山にいたイノシシが食べ物がある場所へ下りてきていると考えられます。今後もイノシシ対策として捕獲、駆除を継続していきますが、園地に入らない対策、また園地を守る対策も実施していきたいと考えています。

次に、カワウの駆除についてですが、毎年銃器による駆除を実施しています。銃器による駆除は、発砲するとカワウが飛び立ってしまうため、連続しての駆除は難しい状況にあります。平成30年2月から県と協議し、ドライアイスを巣に投入し、卵を死滅させる駆除を相賀島で行っております。生息調査では、平成30年度が355羽、令和2年度は198羽となっており、成果が出ていると考えております。今後も、銃器による駆除とドライアイスによる繁殖抑制に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。今の、じゃけえ、カワウの駆除についても継続して毎年やってるということですよ。先ほど来から学校関係のところでも触れましたけども、産業という部分に関して言うと、農業も漁業も町の大事な1次産業であります。そこでしっかり生計が立てられる環境を守っていくという意味合いにおいて、これに取り組んでいくことというのは非常に重要だろうと思います。

また、イノシシに関して言いますと、先ほどの防疫のことにも関わってくるんです。例えば、豚インフルエンザみたいな疫病がはやるなんていうことのリスクも当然あるわけで、いろんなリスクを抱えながら、ただどっちにしても絶滅させることはほぼほぼ不可能であろうと思うのでいかに被害を出さないようにしていくかっていう取組のほうに重要に

なってくるのかなとは思いますが、それにしてもより一層取り組んでいただけたらと思います。答弁は結構です。

これで私の質問を終わります。

○議長（尾尻康二君）　これで閑田大祐議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

8日も9時から開会いたします。

午後1時32分　散会